

## 藤岡市建設工事検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、藤岡市契約規則（平成11年規則第2号。以下「規則」という。）第41条の規定に基づいて行う工事請負の検査（以下「工事検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(検査員)

第2条 規則第41条に規定する検査員は、主管課長、契約検査課長又は契約検査課検査係の職員とする。

2 前項に定める契約検査課長又は契約検査課検査係の職員が行う検査は、当初設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が130万円を超えるものとし、それ以下のものは、主管課長が検査を行う。**ただし、災害時等において緊急等の理由により主管課にて入札等を行った案件については、当初設計金額に関係なく主管課長が検査を行うことができる。**

(検査の依頼及び準備)

第3条 規則第40条の規定に基づき監督員の指定を受けた職員（以下「監督員」という。）**若しくは契約担当課の職員**は、**受注者**から工事完成報告を受けた場合は、速やかに検査依頼書（様式第1号）を作成し、工事執行伺、契約書等、一連の完成書類（以下「契約書類」という。）を添えて、**主管課長又は契約検査課長へ**検査の依頼をしなければならない。

2 監督員は、検査において、**受注者**の現場代理人**及び**主任技術者**若しくは**監理技術者を立ち合わせ、施工計画書、工事写真及びその他工事に関する書類を準備させるとともに、検査に必要な資機材及び人員を準備させなければならない。

3 検査員は、検査の依頼を受けたときは、契約書類の内容を審査し、速やかに検査を実施しなければならない。

(検査の実施)

第4条 検査員は、契約書類、仕様書及び設計図書に基づき、公平かつ的確に契約条件に適合するか否かを精密に検査しなければならない。

(検査の基準及び許容範囲)

第5条 検査の基準及び許容範囲は、群馬県建設工事検査基準及び群馬県土木工事施工管理基準並びに規格値を準用するものとする。

(工事成績評定)

第6条 監督員並びに検査員は、藤岡市建設工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行わなければならない。

2 契約検査課長は、工事成績評定の結果を業者別に整理し、藤岡市工事等請負業者選定委員会に報告しなければならない。

(検査後の措置)

第7条 検査員は、検査の結果、工事の出来形が仕様書、設計図書、その他契約条件に適合しないと認めるときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 内容が軽易なものであるときは、**受注者**に対して期限を指定し、修補または改造など必要な指示を行い、その旨を契約担当課に報告しなければならない。

(2) 内容が重大であり、かつ、その修補若しくは改造に要する期間が長期にわたると認められたものまたはその修補若しくは改造を不能と認められたものは、その旨及びその措置についての意見を契約担当課に報告、協議しなければならない。

(再検査)

第8条 検査の結果、工事の修補または改造を命じたものについて、**受注者**から**当該修補または改造が終了した旨**の通知があったときは、更に再検査を行わなければならない。

(検査調書)

第9条 主管課長又は契約検査課長は、第6条の工事成績評定を確認後、速やかに検査調書を作成し、市長に報告しなければならない。

2 主管課長又は契約検査課長は、検査に合格したと認められるときは、速やかに検査調書の写し及び契約書類を当該担当課長に送付しなければならない。

(検査日誌の整備)

第10条 契約検査課長又は契約検査課検査係の職員が行った検査は、検査終了後、検査日誌(様式第4号)に必要事項を記入し、検査の記録を整備しておかなければならない。

(工事総括表の整備)

第11条 契約検査課長又は契約検査課検査係の職員が行った検査は、年度ごとに工事総括表(様式第5号)に必要事項を記入し、工事台帳としてこれを整備しておかなければならない。

(各種統計表の作成)

第12条 契約検査課長又は契約検査課検査係の職員が行った検査は、年度ごとに各種統計表を作成し、市長に報告しなければならない。

(検査成績評定の公表)

第13条 検査成績評定結果は、藤岡市建設工事請負契約及び測量、建設コンサルタント等業務委託契約事務取扱要領第18条の工事完成検査結果通知書(様式第25号)及び評価シートの項目別評価点により、**受注者**に通知する。

また、一般市民に対しては、当該年度終了後、まとめて別表第3により速やかに市ホームページ及び契約検査課閲覧方式により公表する。

2 公表の対象は、契約検査課長又は契約検査課検査係の職員が行う検査のものとする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

**附 則**

**この規程は、令和2年4月1日から実施する。**